



ハイパー任意労災

業務災害総合保険 自由設計型

パンフレット

AIG損保

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

万一の労災事故発生時に、
従業員への見舞金として、
入院補償・死亡補償などをご提供します。
事業者の訴訟対策として、
弁護士費用や損害賠償責任も補償します。

業務災害総合保険

4A1-148(B-210026)21-02 100K(AC)【D帳票番号851123】

2021.3版

2021年5月1日以降保険始期契約用

企業経営には思いがけないトラブルが発生します！



今や、過労やうつ病などの病気も労災認定され、高額な訴訟事案が発生するなど、企業にとって業務災害の問題は深刻です。
各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスや、弁護士費用・賠償金の補償がお役に立ちます。
様々な雇用形態の従業員を補償します。

CONTENTS	
はじめに	1
保険の特長(補償対象者の範囲など)	3
基本補償と特約一覧	5
従業員のケガなどの補償	7
企業の賠償責任などの補償	
業務災害に関する賠償責任などの補償	13
雇用慣行に関する賠償責任などの補償	15
病気の補償	
病気入院の補償	17
がん通院の補償	19
その他の補償	25
付帯サービス	29
用語のご説明	33

業務災害に対する企業防衛さらに福利厚生充実として

従業員のケガや事故。企業としてどう対処しますか？

機械等へのはさまれ・巻き込まれ

これが原因で

対応を誤ると訴訟に発展することも…

ハイパー任意労災なら、従業員への必要な補償を提供できます！

さらに 地震によるケガも補償！

地震や津波による従業員のケガや死亡も労災認定され、企業の責任が問われる場合もあります。
日本では、年間約158回の地震が発生しています。
(2019年/気象庁震度データベースより震度3以上を抽出)

工事中に地震で塀が倒れ、下敷きになり亡くなった。

通勤中に地震が発生。電車が脱線し、ケガをした。

従業員のうつ病や、過労による脳・心疾患が問題に。対策や補償を準備していますか？

長時間残業による過労死

これが原因で

従業員の家族への対応は？

ハイパー任意労災なら、高額な賠償請求にも備えることができます！

従業員が健康で長く活躍できる仕組み作りはしていますか？

病気の入院治療

がんの通院治療

働けない期間の所得補償

ハイパー任意労災なら、病気補償と所得補償で安心して働き続けられる会社づくりをサポートできます！

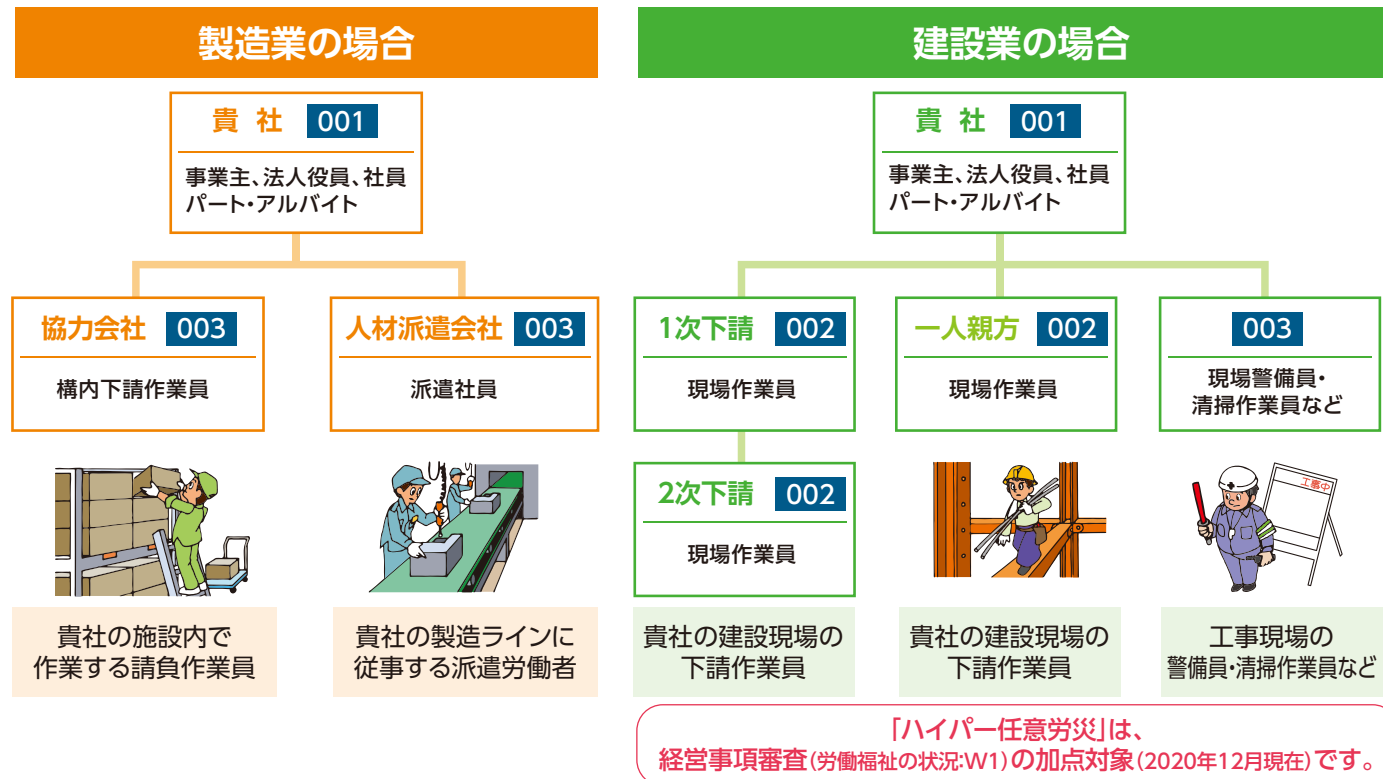
ハイパー任意労災 5つの特長

特長 1

貴社で働く方を幅広く補償します。

事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員も、補償の対象とすることができます。

例えば…



補償対象者の範囲

貴社のニーズに応じて、補償の対象とする方を 001 002 003 の3つのグループから組み合わせてご契約いただけます。

001グループ 事業主、法人役員および被用者(※)の方全員を補償します。
(※)「被用者」とはご契約者の業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。
正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。

002グループ 建設業および貨物自動車運送事業における下請負人およびその被用者の方を補償します。

003グループ 001・002 のグループ以外でご契約者の管理下にある方(※)を補償します。
(※)「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。

- ①ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接または数次の契約(請負、委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方
- ②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、ご契約者に派遣された派遣労働者の方
- ③ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

特長 2

労災認定を待たずに、保険金をお支払いします。

病気の補償など一部の補償を除き、保険金のご契約企業(被保険者)にお支払いします。
受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお支払いください。
(注)労災認定が必要な補償もあります。また、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

特長 3

貴社の事業内容および売上高から保険料を算出します。

保険期間中に従業員数が増えても人数の報告や精算は不要で、自動的に補償します。

特長 4

賠償金や弁護士費用なども補償します。

業務に従事する方のケガなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

ポイント

民法改正等により賠償金は高額化する可能性があります。

民法改正 2020年4月1日施行

1896年(明治29年)の制定以来の大改正で、法定利率※、時効を含め約200項目の改正になります。
今回の改正で、法定利率は年5%から年3%へ引き下げられ、以後3年ごとに利率の見直しを行う変動制を導入しました。

※利息が発生する債権について当事者が利率を定めなかった場合に適用される法定の利率をいいます。

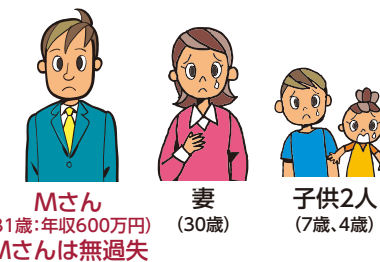
法定利率が「年5%」から「年3%」に変更 → ライプニッツ係数が改定 → 逸失利益や後遺障害になった際の将来にわたる介護費用が増加

「法定利率」と「ライプニッツ係数」の関係

事故により死亡・後遺障害等が発生した場合、収入が得られなくなることによる損害(逸失利益)や、長期にわたる介護費用が発生します。こうした「将来に渡って発生する損害」に対する全期間分の補償を一括して受け取った場合、その金額を運用することにより毎年利息収入が得られます。この毎年発生する利息に相当する額を差し引いた金額を算出するための係数を「ライプニッツ係数」といいます。

「ライプニッツ係数」は「法定利率」をもとに算出しているため、「法定利率」が変更となる2020年4月1日以降に発生した事故において適用する「ライプニッツ係数」もあわせて変更になりました。

万一、死亡事故が発生したら!



改正前

【賠償金(例/目安)】

逸失利益…約6,950万円
葬祭費用…約150万円
慰謝料等…約2,800万円
合計 約9,900万円

※ライプニッツ方式により弊社で算出

改正後

【賠償金(例/目安)】

逸失利益…約9,169万円
葬祭費用…約150万円
慰謝料等…約2,800万円
合計 約12,119万円

※ライプニッツ方式により弊社で算出

重度後遺障害事故の場合は、将来にわたる介護費用等により、更に高額化する可能性があります。

特長 5

病気補償も個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償します。

保険料の算出等について

- ハイパー任意労災は、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。
契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。
- ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。
- 保険料は全額損金処理が可能です。
法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2020年12月現在)

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1

仕事の原因のケガ・病気の補償

 死亡補償保険金 必須	☒
 後遺障害補償保険金	☒
 入院補償保険金	☒
 手術補償保険金	☒
 通院補償保険金	☒
 医療費用補償保険金	☒
 入院補償一時金	☒
 休業補償保険金	☒
 業務上疾病休業補償保険金支払特約	☒
 災害付帯費用補償保険金	☒
 葬祭見舞金	☒
 地震・噴火・津波危険補償特約	☒
 フルタイム補償特約	☒
 事業主・役員フルタイム補償特約	☒
 入院補償保険金等支払条件変更特約 (入院延長1200日用)	☒
 入院補償保険金等支払条件変更特約 (通院延長180日用)	☒
 通院による医療費用補償対象外特約	☒
 事業主・役員補償対象外特約	☒

2

労務トラブルの初期対応策

 事業主相談費用等保険金	☒
---	-------------------------------------

3

万一の高額賠償に備える補償

 使用者賠償責任補償特約	☒
 使用者賠償責任限定補償特約 (死亡のみ補償)	☒

4

雇用慣行に関する賠償責任などの補償

 雇用慣行賠償責任補償特約	☒
--	-------------------------------------

5

従業員の病気補償

 疾病入院医療保険金	☒
 疾病入院療養一時金	☒
 疾病入院医療費用補償特約(拡張型)	☒
 がん通院治療費用支援特約(拡張型)	☒

6

その他の補償

 所得補償保険金	☒
 特定感染症等対応費用保険金	☒
 通勤中個人賠償責任補償特約	☒

1 仕事の原因のケガ・病気の補償

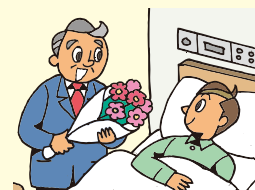
仕事中に被ったケガから
業務を原因とする病気まで、
幅広く補償します。



補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。
「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)
の間がお支払いの対象です。

補償の対象となるケガなど

- **業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ**
(骨折、やけどなど)
有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。
- **業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状**
- **業務上疾病**(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
業務を原因とする病気を補償します。ただしアスベストが原因の病気、塵肺症を除きます。
なお、対象となる保険金およびお支払いの条件は、次のとおりです。
 - ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
 - ・入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、業務上疾病休業補償保険金は労災保険の給付が決定した場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、精神障害等休業補償一時金・事業主費用等補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
- **労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど**



訴訟などの大きな問題に発展させないためにも見舞金を準備して、
従業員とそのご家族に会社の誠意を見せることが大切です。

死亡補償保険金 **必須**

ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

(注) 同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。

後遺障害補償保険金

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたご契約の保険金額をお支払いします。

入院補償保険金

ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)

手術補償保険金

ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)
① 入院中に受けた手術の場合[入院補償保険金日額×10]
② ①以外の手術の場合[入院補償保険金日額×5]

通院補償保険金

ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。
(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)
(※1) 骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。
(※2) 固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

医療費用補償保険金

ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつきご契約の保険金額限度)
● 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用
● 入退院・転院のための交通費
● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用
● 差額ベッド代
差額ベッド代を[ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。
なお、差額ベッド代をお支払いの対象外としてご契約することもできます。
(注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

入院補償一時金

入院補償保険金をお支払いする場合で1泊2日以上入院したときに、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

休業補償保険金

ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(30日・60日・90日・180日・365日・545日・730日のいずれか)が限度)

保険金をお支払いできない主な場合

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)(※1)
 - むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの(※1)
 - 入浴中の溺水(※1)(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
 - 故意または重大な過失
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(※2)
 - 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射・放射能汚染
 - …など
- (※1) 葬祭見舞金は、お支払いします。
(※2) 地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。ただし、業務上疾病休業補償保険金支払特約は、地震・噴火・津波危険補償特約のセットの有無にかかわらずお支払いします。



業務上疾病休業補償保険金支払特約



業務上疾病を被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、次の保険金をお支払いします。

●業務上疾病休業補償保険金

[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。

(同一の原因による業務上疾病につき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(90日・180日・365日・545日・730日のいずれか)が限度)

●精神障害等休業補償一時金

被った業務上疾病が、精神障害・脳血管疾患・虚血性心疾患等だった場合に、[ご契約の保険金日額×20]をお支払いします。

(同一の原因による業務上疾病につき1回限度)

●事業主費用等補償保険金

精神障害等休業補償一時金をお支払いする場合に、[ご契約の保険金日額×20]をお支払いします。代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

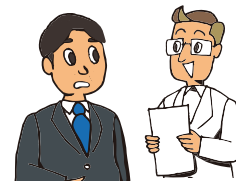
(同一の原因による業務上疾病につき1回限度)

(注)補償対象者のうち、001グループに該当する方のみが対象となります。

リスクへの「備え」が必要である一方で、まさかが起こらないようにリスクへの予防・管理も重要です。

心身の不調に対し初期対応窓口を確保しましょう。

メンタルケアカウンセリングサービス



人前にでるのが怖い。

理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。

ゆううつで気分がすぐれない。

夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

電話によるカウンセリング(原則回数制限なし)

電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能となります。

面談カウンセリング(年間3回まで利用可能)

日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

24時間電話健康相談

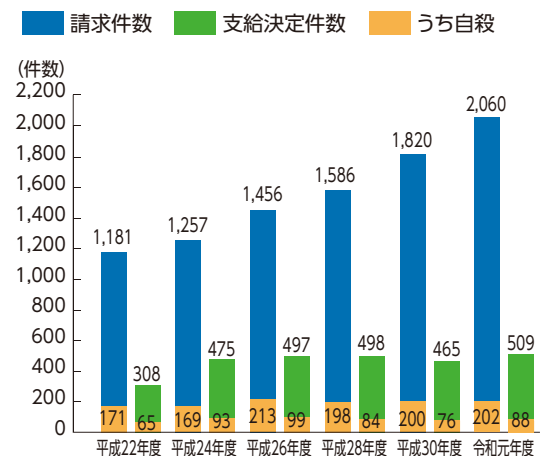
生活習慣病サポートサービス

二次検診機関の手配・紹介サービス

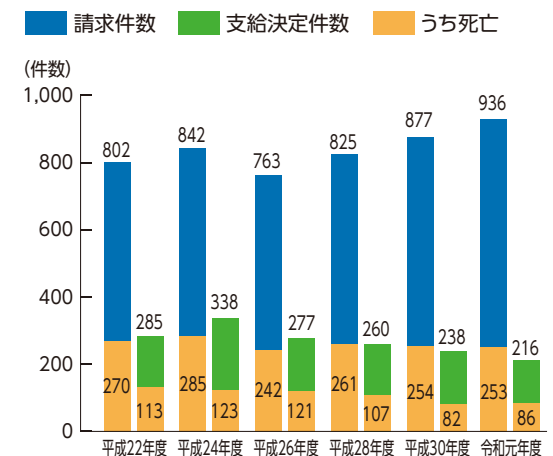
ポイント

企業防衛の観点からも従業員の「こころ」と「からだ」のサポートと補償は不可欠です。

■精神障害等に係る労災請求・支給決定件数の推移



■脳・心臓疾患に係る労災請求・支給決定件数の推移



出典:厚生労働省「過労死等の労災補償状況」平成26年度、令和元年度

事業主の費用などに関する保険金



災害付帯費用補償保険金



死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第7級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、次のいずれかの金額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

●死亡補償保険金をお支払いする場合

ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

●後遺障害等級第1級から第3級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合

ご契約の保険金額の全額をお支払いします。

●後遺障害等級第4級から第7級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合

ご契約の保険金額の30%をお支払いします。

(注) 同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合または2種以上の後遺障害に対して後遺障害補償保険金をお支払いする場合は、いずれか高い金額をお支払いします。



葬祭見舞金



業務中、業務外にかかわらずケガや病気で保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、災害補償規定などに基づき貴社が遺族などに支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員および**常勤(※)**のパート・アルバイトの方です。

(※) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

補償の範囲を拡げる特約

地震・噴火・津波危険補償特約 ☒

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



ポイント

仕事や通勤中に地震や津波にあい、ケガや死亡をされた場合は、労災保険給付の対象となります。労災上乗せの補償でも、地震や津波への備えは必要です。

フルタイム補償特約 ☒

日常生活中や休暇中など、業務外でケガ(※1)をした場合も保険金をお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、**常勤(※2)**の法人役員、社員および**常勤(※2)**のパート・アルバイトの方です。

(※1) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、日射病・熱射病などの症状は含みません。

(※2) **常勤**とは、ケガ(※1)を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

事業主・役員フルタイム補償特約 ☒

フルタイム補償特約の補償の対象となる方を、事業主および**常勤(※)**の法人役員の方に限定した特約です。

(※) **常勤**とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。



入院補償保険金等支払条件変更特約(入院延長1200日用) ☒

- 入院補償保険金：支払対象期間および支払限度日数を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院した場合などに限ります。
- 手術補償保険金：支払対象期間を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院または通院した場合などに限ります。
- 通院補償保険金：支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。ただし、入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。
 - ① ケガなどを被った日
 - ② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

補償の範囲を狭める特約

通院による医療費用補償対象外特約 ☒

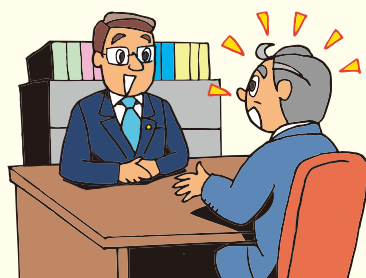
医療費用補償保険金をお支払いする場合のうち、入院をせずに受けた治療についてはお支払いしません。

事業主・役員補償対象外特約 ☒

補償対象者の範囲から、事業主・役員の方を除きます。

労務トラブルの初期対応策

労務トラブル発生時に訴訟問題に発展させないよう、専門家に相談できる初期対応策を提供します。



問題が発生した場合、すぐに臨床心理士・社会保険労務士に相談できます。

社長のための労務相談ホットラインサービス



メンタル不調の社員にはどう対応したら良い？

休職中の連絡や待遇は？

職場復帰の対応は？

臨床心理士や社会保険労務士などが、休職者・復職者への対応に関するアドバイスや就業規則上の問題解決のためのアドバイスを電話で行います。

本サービスは、事業主相談費用等保険金をセットしている場合に、ご利用いただけます。

ポイント

心身不調を訴える従業員への対応については、早めに専門家のアドバイスを受けることが重要です。
うつ病などの疑いがある場合、正しい知識を持ち慎重に接することで、症状の改善につながるケースがあります。

弁護士に、法的な相談・交渉の代理を依頼することもできます。

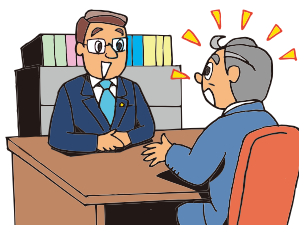
事業主相談費用等保険金



従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に伴いケガや病気を被ったことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用など
(1災害につき100万円限度)

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。
ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

万一の高額賠償に備える補償

万一の高額賠償から
企業経営を守ります。



従業員など補償の対象となる方が、保険期間中に業務により被ったケガや病気について、貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。

- 損害賠償金、争訟・弁護士費用など(1災害につきご契約の保険金額限度)

(注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。

(注2) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員(一人親方を含みます。)などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限りです。

(注3) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。
労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

下記より、いずれか1つの補償を選択いただけます。



使用者賠償責任補償特約



従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガや病気に対する貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)の損害賠償責任について、ご契約の保険金額を限度に補償します。労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。また、職業性疾病に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要となる場合があります。



使用者賠償責任限定補償特約 (死亡のみ補償)



従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガまたは病気によって死亡し、この保険契約で死亡補償保険金が支払われる場合に、貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)が負担する損害賠償責任について、ご契約の保険金額を限度に補償します。なお、賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、風土病 ● 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員等が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気 ● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染

…など

従業員の病気補償

会社を成長させるために
福利厚生を充実させ
優秀な人材を確保したい。



従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。
従業員などの被保険者が保険期間中に発病した病気が補償の対象です。
業務中に発病した病気(精神障害や脳・心臓疾患など)に加え、日常生活で発病した病気も補償します。



疾病入院医療保険金



保険期間中に入院を開始した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(1回の入院につき、ご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度)



疾病入院療養一時金



ご契約時に定めた入院日数(5日・15日・30日のいずれか)以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の病気につき1回限度)



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
ただし既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 故意または重大な過失
- アルコール依存・薬物依存
- 自殺行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

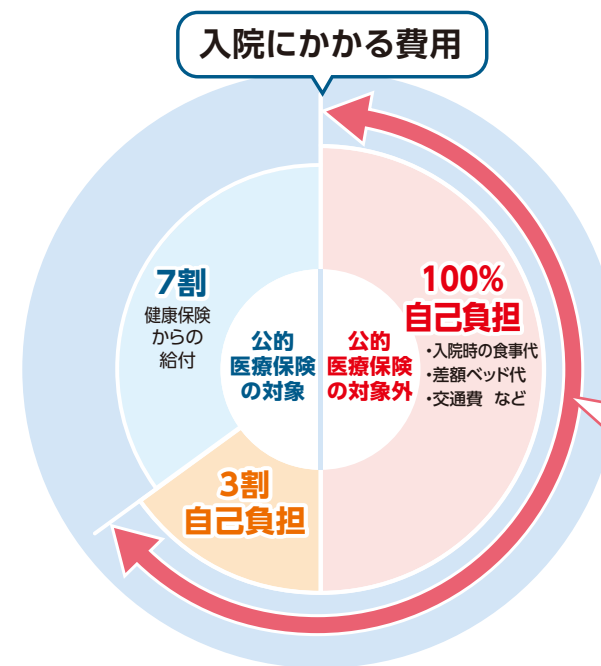


疾病入院医療費用補償特約(拡張型)



●疾病入院医療費用保険金

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合に、その入院を開始した日から365日目の月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。
(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)



ココを補償します！

① 入院時の治療費

入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。
お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。



② 食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。



③ 差額ベッド代

差額ベッド代を[ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。



④ 交通費

入退院・転院時の交通費をお支払いします。



⑤ 諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円(2020年12月現在)をお支払いします。



⑥ 親族付添費(※1)

親族付添費として1日につき4,200円(2020年12月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。

⑦ ホームヘルパーの雇入費用など

ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※2)、保育所への預入費用(※2)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。



- (※1) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。
(※2) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

●疾病先進医療等費用保険金

保険期間中に先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けた場合に、負担した次の費用を補償します。
(通院の場合も対象となります。)
(1回の療養につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

技術料

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)の技術に係る費用をお支払いします。

交通費

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。

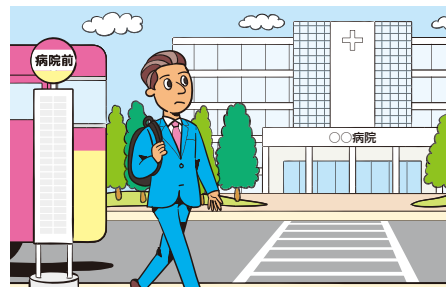
宿泊施設の客室料

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

- (※1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
(※2)「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働省が定める患者申出療養をいい、患者申出療養ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

治療と仕事の両立支援対策

「がん通院治療」への補償と付帯サービスで、
治療と仕事の両立支援をサポートします。



がん通院治療費用支援特約(拡張型)



●がん通院医療費用保険金

保険期間中に原発性がん(※1)と診断確定され、その治療(※2)を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院をした場合に、支払対象期間中(※3)に負担した次の費用などに対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき300万円が限度)

通院時の治療費

通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

(※1) 原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

(※2) 原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。

(※3) 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。

ア. 原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

イ. 原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間

●がん先進医療等費用保険金

保険期間中に原発性がん(※1)と診断確定され、その治療(※2)を直接の目的として、先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けた場合に、支払対象期間中(※5)に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき500万円が限度)

技術料

先進医療(※3)または患者申出療養(※4)の技術に係る費用をお支払いします。

交通費

先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。

宿泊施設の客室料

先進医療(※3)または患者申出療養(※4)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

(※1) 原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

(※2) 原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。

(※3) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

(※4) 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働省が定める患者申出療養をいい、患者申出療養ごとに厚生労働省が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

(※5) 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。

ア. 原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

イ. 原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた原発性がんおよびその再発・転移
ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。
 - ① 保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降に診断確定された場合
 - ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - ◆ 保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。
 - ◆ 保険期間が始まる前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

ポイント

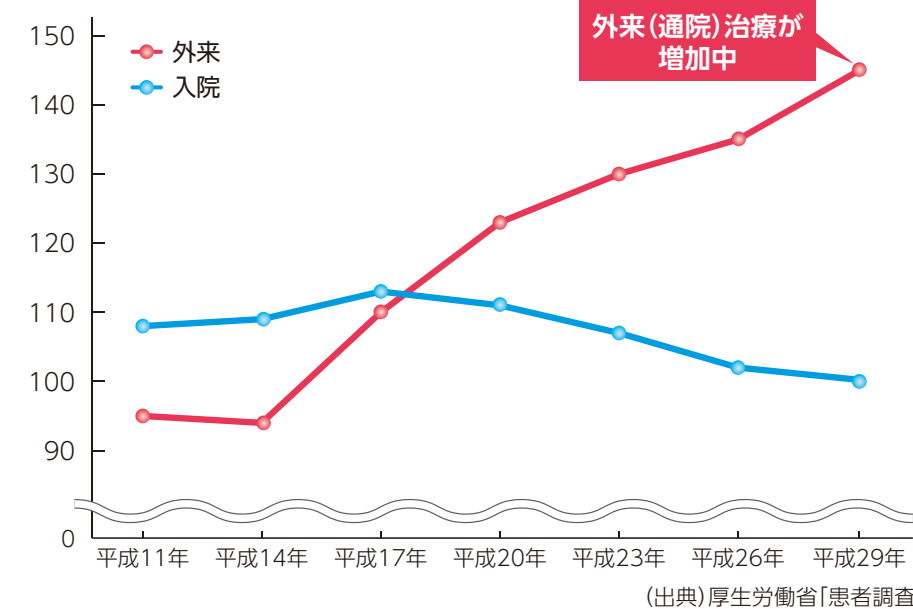
- 働く世代のがんは増えており、がんと診断された約4人に1人が働く世代です!!

国立がん研究センターがん対策情報センター「20～64歳の全国がん罹患数(推計値)」(2017年)より算出

- 化学療法や放射線療法は通院で行われるケースも多く、入院患者数よりも外来(通院)患者数のほうが多くなっています。

■がんの入院・外来受療率の推移

(人口10万対)



がん治療と仕事を両立するためのアドバイスを、
医療・社会保障の専門家から受けることができます。

がん治療と仕事の両立支援サービス



復職について主治医に相談する際、
気をつける点を知りたい。

育児と治療や看護を両立するための
支援制度について知りたい。

がんによる休職期間の目安を知りたい。

社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに関心された方へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保障制度のご案内をお電話にて行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。

人事労務ご担当者へ

がんに関心された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスをを行います。

事業主・役員・従業員とそのご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

(注) 事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限りです。

「病気を補償する特約」のご契約時のご注意

病気を補償する特約の補償対象者の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。

対 象 事業主、**常勤(※)**の法人役員、
社員、**常勤(※)**のパート・アルバイト

対 象 外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、
派遣社員、下請作業員

(※) **常勤**とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■ 事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

保険金のお支払いについて

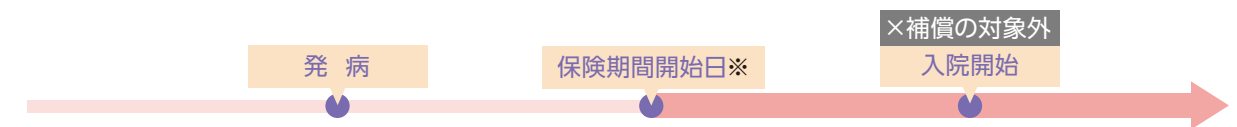
病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

「病気入院を補償する保険金^(※)」および「疾病先進医療等費用保険金」のご契約時のご注意

(※) 病気入院を補償する保険金とは、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金、疾病入院医療費用保険金をいいます。

保険期間の開始前に発病していた病気について

ご注意 保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



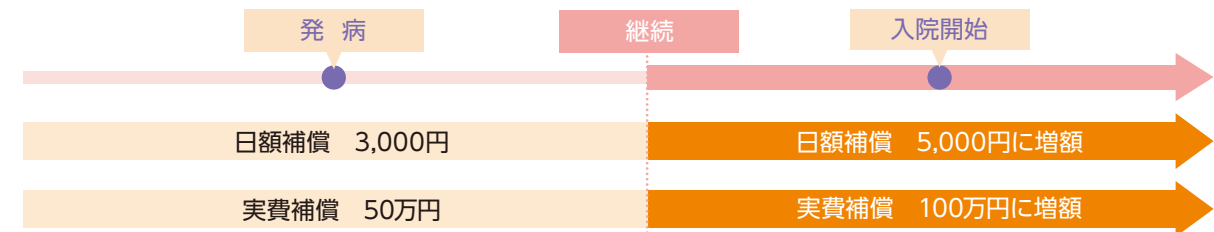
※ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。
ご契約を途中で解約し、再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。
保険期間の途中で加入された方(例:新入社員など)については、加入された日をいいます。

■ 既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときまたは先進医療・患者申出療養を受けられたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時または先進医療・患者申出療養を受けた時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)3,000円を5,000円に増額し、
疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



保険金のお支払いについて 疾病入院医療保険金(日額補償):1日につき3,000円のお支払いとなります。
疾病入院医療費用保険金(実費補償):1回の入院につき50万円が限度となります。

「病気入院を補償する保険金^(※)」のご契約時のご注意

(※) 病気入院を補償する保険金とは、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金、疾病入院医療費用保険金をいいます。

退院して数か月後に再発した場合の支払いについて

同一の病気により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び開始した入院は新たな病気による入院とみなします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合

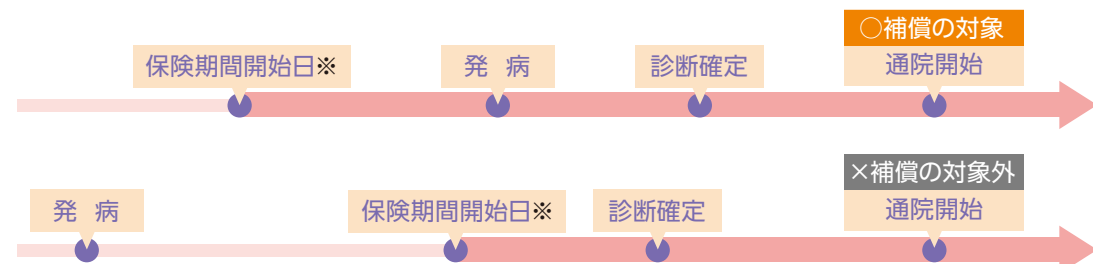


※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※疾病入院医療保険金(日額補償)、疾病入院療養一時金(一時金)も同様にお支払いします。

「がん通院治療費用支援特約(拡張型)」のご契約時のご注意

保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意 保険期間が始まる前に発病または診断確定されていた原発性がんの治療を目的とする通院または先進医療・患者申出療養は、保険金のお支払いの対象とはなりません。(注)



(注) ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

- ① 保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降に診断確定された場合
- ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 保険期間が始まる前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

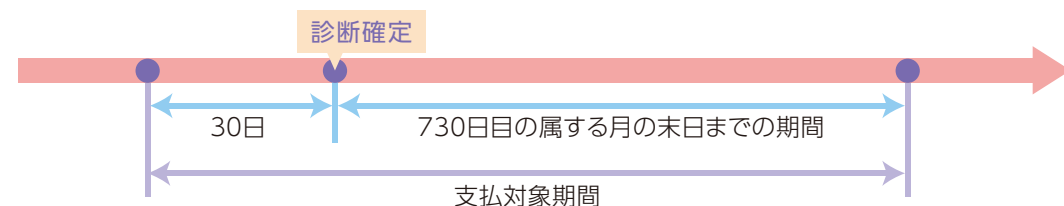
※ ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。
 ご契約を途中で解約し、再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。
 保険期間の途中で加入された方(例: 新入社員など)については、加入された日をいいます。

再発・転移により生じたがんについて

ご注意 保険期間が始まる前に発病または診断確定されたがんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

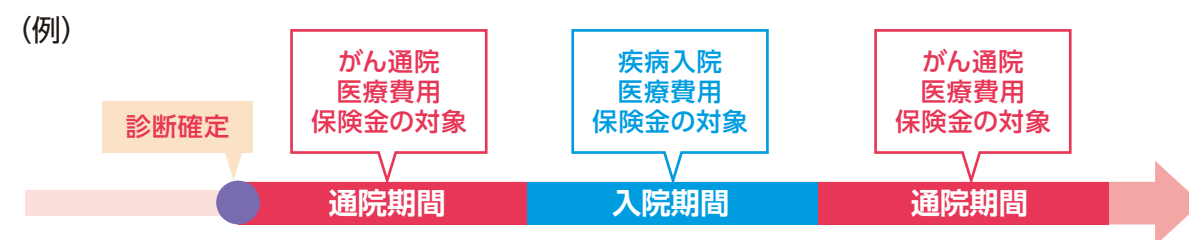
がん通院治療費用支援特約(拡張型) 支払対象期間について

ご注意 支払対象期間とは、次のア.およびイ.の期間をいいます。
 ア. 原発性がんが診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間
 イ. 原発性がんが診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



原発性がんの診断確定後、その原発性がんの通院治療、入院治療を両方行った場合について

ご注意 「がん通院治療費用支援特約(拡張型)」は、「疾病入院医療費用補償特約(拡張型)」とセットでお引き受けします。
 従って、通院期間は「がん通院医療費用保険金」の補償対象となり、入院期間は「疾病入院医療費用保険金」の補償対象となります。

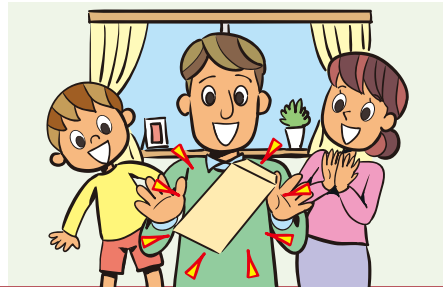


※ 上記は補償対象となる保険金のイメージ図であり、「がん通院医療費用保険金」および「疾病入院医療費用保険金」の補償内容、支払条件により上記と異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

※ 原発性がんにより先進医療・患者申出療養を受けた場合は、「がん先進医療等費用保険金」と「疾病先進医療等費用保険金」のどちらも補償対象となり、「がん先進医療等費用保険金」から優先して保険金が支払われます。

その他の補償

従業員とそのご家族までもが
安心できる職場をつくりたい



所得補償保険金



ケガまたは病気により保険期間中に就業不能(※1)となった場合に、ご契約の免責期間(90日・545日のいずれか)を超える就業不能期間に対して[保険金月額×就業不能月数(※2)]を保険金としてお支払いします。

(1回の就業不能(※3)につき、ご契約の期間(1年・2年のいずれか)が限度)

(※1) 就業不能とは、ケガや病気の治療のために入院していること、または入院以外の治療を受けていることにより、そのケガまたは病気を被った時に就いていた業務または職務にまったく従事できない状態をいいます。

(※2) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(※3) 免責期間を超える就業不能が終了した日を含めて180日以内に再び就業不能になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業不能とみなします。



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に被っていたケガまたは病気
ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。
- むちうち症、腰痛などのうち画像検査などで異常が認められないもの
- 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 妊娠・出産またはこれらによって生じたケガまたは病気
- 故意または重大な過失
- 自殺行為(労災保険の給付が決定した場合はお支払いします。)
- アルコール依存・薬物依存・精神障害(うつ病など、保険の約款に定める精神障害についてはお支払いします。)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

「所得補償保険金」のご契約時のご注意



所得補償

所得補償保険金の補償対象者の範囲について

ご注意

事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。ただし、保険期間の開始日時時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。

対 象

事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイト
ただし、保険期間の開始日時時点で満75歳以上の方を除きます。

対 象 外

非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

(※) **常勤**とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

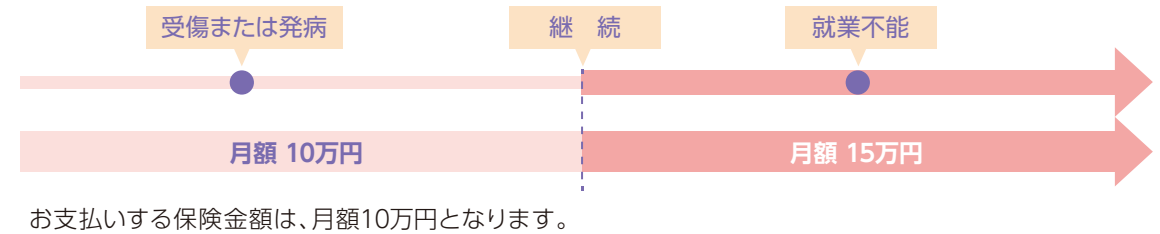
ご継続時における補償の切替について

ご注意

ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガまたは病気により継続後に就業不能となったときは、継続前(ケガまたは病気を被った時)・継続後(就業不能となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

例

ご継続時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合



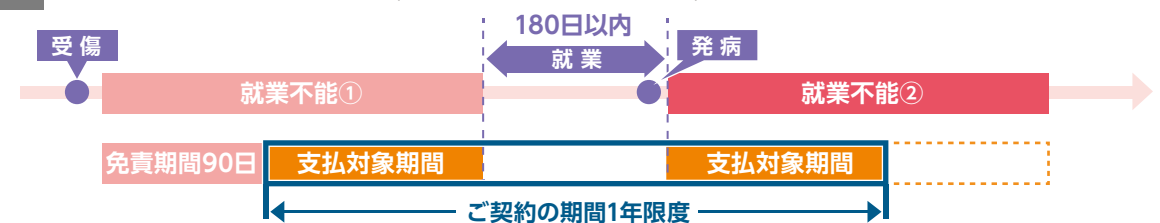
再び就業不能になった場合について

ご注意

免責期間を超える就業不能が終了した日を含めて180日以内に再び就業不能になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業不能とみなします。

例

免責期間90日、ご契約の期間(お支払いの対象となる期間)1年の場合



就業不能①と**就業不能②**の原因が異なる場合でも、**就業不能①**終了日を含めて180日以内に**就業不能②**になった場合は、同一の就業不能とみなします。

保険金のお支払いについて

所得補償保険金は、就業不能となった従業員ご本人に直接お支払いします。

特定感染症対応がおきたときの対策費用として



特定感染症等対応費用保険金



補償対象者が感染した特定感染症等(※1)の原因となった病原体により貴社の施設(※2)が汚染された場合または汚染の疑いがある場合に、保健所等から消毒その他の処置の命令等を保険期間中に受けたことにより生じた損害に対して、保険金として50万円を貴社にお支払いします。消毒費用、代替社員雇入費用などの、命令等を受けたことにより貴社が負担した費用に充当することができます。

(注) この特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が、複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。

(※1) 新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症をいいます。

【一類～三類感染症の具体例】(2020年12月現在)

エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。)

(※2) 貴社が所有、使用または管理する日本国内の施設をいいます。

ポイント

従業員に感染が確認された場合、事業所等の消毒を行うよう保健所から命令・指示等される場合があります。



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間開始日の翌日からその日を含めて14日以内に発生した消毒命令等(※)(初めて特定感染症等対応費用保険金がセットされたご契約に限ります。)
- 既に支払われた特定感染症等対応費用保険金がある場合、その原因となった感染症と同一種類の感染症により生じた消毒命令等(※)
ただし、既に支払われた特定感染症等対応費用保険金の消毒命令等(※)が発生した日の翌日からその日を含めて180日経過していた場合はお支払いします。
- ご契約者などの故意
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

(※) 保健所等による消毒その他の処置の命令等をいいます。

従業員の通勤に潜むリスク対策として



通勤中個人賠償責任補償特約



従業員などの被保険者(※1)が、日本国内で発生した通勤に起因する偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、電車など(※2)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。

- 損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度)
- 訴訟費用・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1) 損害賠償金の決定や訴訟費用・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

(注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。

(※1) 補償対象者のうち、001グループに該当する方が被保険者となります。

(※2) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。



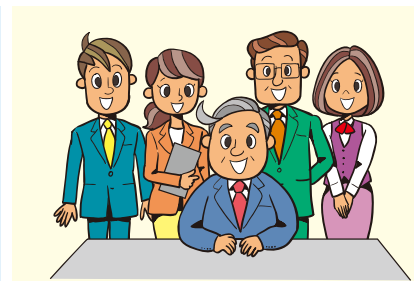
保険金をお支払いできない主な場合

- 故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任
- ご契約者または他の被保険者に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任

…など

福利厚生充実

ご契約企業向けの付帯サービスで
事業主、従業員とそのご家族を日常的に
サポートします。



日々の健康やメンタルヘルスの相談窓口

① 24時間電話健康相談



- 夜中に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当て、どうしたらいいの？
- ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

② 介護相談ホットライン

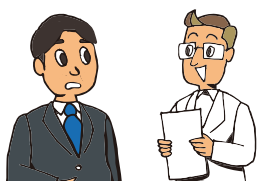


- 親の介護と仕事の両立についてアドバイスをもらいたい。
- ケアマネジャーとの意思疎通について教えてほしい。
- 介護認定手続きと介護保険について知りたい。

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスいたします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

③ メンタルケアカウンセリングサービス



- 人前にでるのが怖い。
- 理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすぐれない。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

電話によるカウンセリング（原則回数制限なし）
電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能となります。

面談カウンセリング（年間3回まで利用可能）
日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

① 24時間電話健康相談 ② 介護相談ホットライン ③ メンタルケアカウンセリングサービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 死亡補償保険金を1,500万円以上セット
- 病気の補償のいずれかの保険金をセット（疾病入院医療費用補償特約（拡張型）、疾病入院医療保険金、疾病入院療養一時金）
- 業務に伴うケガや病気に関する事業主相談費用等保険金をセット
- 所得補償保険金をセット

企業の福利厚生制度に

④ 生活習慣病サポートサービス



- 生活習慣病を悪化させない方法を聞きたい。
- 糖尿病の専門医療機関を知りたい。
- 血糖値が高くなったので相談したい。
- 健康診断で高血圧と言われたので心配。

糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などの相談スタッフが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。
また、日本の糖尿病治療を代表する優秀糖尿病臨床医※の手配・紹介や、糖尿病の専門医療機関情報の提供を行います。
※ティーベック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑤ セカンドオピニオンアレンジサービス



- 他の治療方法はないのか、相談したい。
- 手術することになったが、他に選択肢はないの？
- 先進医療が必要らしい。どうしたらいいの？
- 専門医の意見を聞きたい。

各診療領域における学会で要職を経験した医師※（総合相談医※）が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見（セカンドオピニオン）を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、評議員会で選考された専門医※の紹介（紹介状の作成）もします。状況に応じて、電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

※ティーベック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑥ がん治療と仕事の両立支援サービス



- 復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。
- 育児と治療や看護を両立するための支援制度について知りたい。
- がんによる休職期間の目安を知りたい。

社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに関心された方へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保障制度のご案内をお電話にて行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。

人事労務ご担当者へ
がんに関心された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。

事業主・役員・従業員とそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限り、ます。

⑦ からだの健康チェック



Webサイトによる健康チェックサービスを提供します。質問に回答することで「がん罹患リスク」や「脳卒中発症リスク」がチェックできます。疾病リスクの診断後は、個人にあったアドバイスや動画等による学習コンテンツが提示されるので、生活習慣の改善に役立ちます。

事業主・役員・従業員とそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

⑧ 二次検診機関の手配・紹介サービス



- 自覚症状はない。精密検査を受けないとダメ？
- 要精密検査!? 病気なのか不安。
- どこの医療機関で二次検診を受ければいいのか？

健康診断の結果に不安のある方や、要精密検査と判定された方など、お電話にてご不安・ご不明な点についてアドバイスします。
また、要精密検査等の方には、地域や検査項目などにあわせ医療機関を手配・紹介します。

二次検診ネットワークは、臨床検査受託事業や健診事務代行サービスを手掛ける（株）LSIメディエンスが提携する健診機関や医療機関のネットワークです。

事業主・役員・従業員とそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

④ 生活習慣病サポートサービス ⑤ セカンドオピニオンアレンジサービス ⑥ がん治療と仕事の両立支援サービス
⑦ からだの健康チェック ⑧ 二次検診機関の手配・紹介サービス
は、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 疾病入院医療費用補償特約（拡張型）をセット
- 疾病入院医療保険金を5,000円以上セット
- 所得補償保険金をセット

労務トラブルに対しての企業の相談窓口

⑨ 社長のための労務相談ホットラインサービス



メンタル不調の社員にはどう対応したら良い?

休職中の連絡や待遇は?

職場復帰の対応は?

臨床心理士や社会保険労務士などが、休職者・復職者への対応に関するアドバイスや就業規則上の問題解決のためのアドバイスを電話で行います。

心身不調を訴える従業員への対応については、早めに専門家のアドバイスを受けることが重要です。うつ病などの疑いがある場合、正しい知識を持ち慎重に接することで、症状の改善につながるケースがあります。

⑨ 社長のための労務相談ホットラインサービスは、ご契約の内容が次の場合にご利用いただけます。

- 業務に伴うケガや病気に関する事業主相談費用等保険金をセット

①～⑨のサービスについて

- これらのサービスは、ティーパック株式会社に委託してご提供します。
- サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療などに関する相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

⑩ ロボケアサービスwith『HAL®』

ご契約中の事故により、自立歩行が困難となる後遺障害を被った場合、以下のサービスを無料でご提供します。

- ・『Neuro HALFIT®』プログラムが受けられるロボケアセンターの紹介
- ・初回カウンセリング
- ・『Neuro HALFIT®』プログラム(最大10回分)

※『Neuro HALFIT®』によるプログラムの詳細については、ロボケアセンターのホームページでご確認ください。
また、当サービスは実質的な機能回復を保証するものではありません。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ロボケアサービスwith『HAL®』のご利用にあたっての注意

- 当サービスはCYBERDYNE社との提携に基づき各地区のロボケアセンターにより提供します。また、実施に当たっては、個別契約の締結が必要です。
- 当サービスのご利用には諸条件があります。ご利用の際には専用チラシをご覧ください。
- サービスの内容は事前のご案内なく変更または終了する場合があります。

⑪ 弁護士による法律相談ホットラインサービス(予約制)

■ご利用例

業務上の トラブル

勤務態度の悪い従業員を
解雇することはできるか?

カスタマーハラスメントで困っているので
相談したい。

売掛金の回収ができない。
どのように対処すればいいか?

相続問題に巻き込まれた。
対処方法について相談したい。

日常生活上の トラブル



労務トラブルに加え、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関するご相談に、弁護士が電話でお答えします。

＜ご利用上のご注意＞

- ・電話相談は1回につき60分以内とし、年3回(毎年1月1日～同年12月31日)までとします。また、日本国内のご相談が対象となります。
- ・サービスは、弊社提携法律事務所を通じてご提供します(予約制)。
- ・サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- ・ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にはお電話でご確認ください。

ご契約者の代表者(代表者が指定した者を含む)の方がご利用いただけます。

ポイント

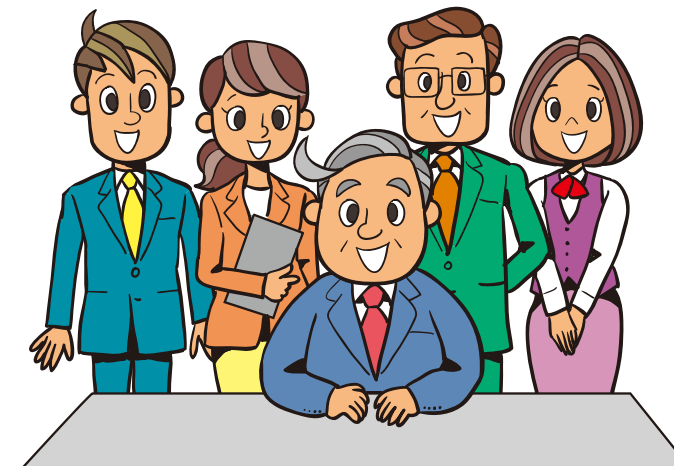
従業員が健康を保ち、より長く活躍できる仕組みは
企業の成長にもつながります。

経営側のメリット

- 組織全体の活性化(従業員の活力・生産性・企業業績の向上)
- 企業ブランドイメージの向上(人材確保、競合他社との差別化)
- リスクマネジメント(従業員の健康管理によるトラブル回避)

従業員側のメリット

- 健康づくり制度があることで、安心して働くことができる。
また、安心して入社できる。
- 従業員の健康維持増進による活力アップ



■用語のご説明

重要事項説明書、普通保険約款・特約にも「用語のご説明」(用語の定義)が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語		ご 説 明
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
	危険	損害などの発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法などの規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア. 補償対象者が職務など ^(※1) に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ. 上記ア.にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員など ^(※2) である場合における職務など ^(※1) に従事している間とは、役員など ^(※2) としての職務に従事している間 ^(※3) で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 (ア)被保険者の就業規則などに定められた正規の就業時間中 ^(※4) (イ)被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 (ウ)被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 (エ)取引先との契約、会議 ^(※5) などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ウ. 上記ア.およびイ.にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭(よう)車運転者およびその傭(よう)車運転者の構成員である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間 ^(※6) ^(※7) をいいます。 (※1)被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 (※2)事業主または役員をいいます。 (※3)通勤途上を含みます。 (※4)休暇中を除きます。 (※5)会食を主な目的とするものを除きます。 (※6)被保険者以外の者から請け負ったまたは委託された貨物の積み込みおよび積卸しのために逸脱した経路を運行または輸送する間 ^(※7) を除きます。 (※7)貨物の積み込み・積卸し作業中を含みます。
こ	ご契約者	弊社に保険の申込みをする方で、保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます。
し	下請負人	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①建設業においては、建設業法第1章第2条第5項にいう建設業者(建設業を営む者)と締結された下請契約における請負人(数次の請負による請負人を含みます。) ②貨物自動車運送事業においては、貨物自動車運送事業法第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者と締結された請負契約における請負人(数次の請負による請負人を含みます。)および業務委託契約における受託人(数次の業務委託による場合の受託人を含みます。)
た	他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険(共済を含みます。)をいいます。
ち	賃金	労働基準法第11条にいう賃金をいいます。
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	契約手続きなどに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
	補償対象者	補償の対象となる方をいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。

用 語		ご 説 明
や	役員	会社法上の取締役・会計参与・監査役をいいます ^(※) 。 (※)以下の者を含みます。 ①法人税法に定める役員(執行役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の方で法人の経営に従事している方のうち政令で定める者) ②相談役、顧問、その他これらに類する方で、その法人内における地位、行う職務により判断して、他の役員同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者 ③使用人としての雇用契約を解消して退職し、新たに委任契約を締結した執行役員 ④その他保険証券記載の者 【使用者賠償責任補償特約・使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)の場合】 次のいずれかに該当する方をいいます。 ①会社法上の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人およびその他これらに準ずる地位にある者 ②①以外で、法人の経営に従事している執行役員等法人税法上の役員の地位にある者 【雇用慣行賠償責任補償特約の場合】 記名被保険者の会社法上の取締役、監査役、執行役、会計参与その他これらに準じる地位にある方をいいます。